

日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引
令和 7（2025）年 10 月改定における主な改定箇所の抜粋（対改定前）

項目	改定後	改定前
	II 受入研究機関に雇用となった後の諸手続 II - 1. 年度ごとの主な手続について II - 2. 受入研究機関に雇用となった後の各種様式の提出について II - 3. 登録情報（登録名、住所等）の変更について II - 4. 受入研究機関について II - 5. 受入研究機関の変更について II - 6. 受入研究者の変更、受入研究者所属部局・職名及び特別研究員所属部局の変更について II - 7. 特別研究員の採用期間中の海外渡航について II - 8. インターンシップ参加について <u>II - 9. 起業について</u> II - 10. 休業等に伴う特別研究員としての採用の中断及び延長について II - 11. 中途辞退について II - 12. 受給が可能な資金、助成金及び研究費について II - 13. 報酬の受給について II - 14. 研究報告書【特別研究員用】・【受入研究者用】について II - 15. 就職等状況調査について II - 16. 採用期間終了後の異動について II - 17. 採用証明書の発行について <参考：海外における研究活動に関する注意事項> <参考：米国経済スパイ法について>	II 受入研究機関に雇用となった後の諸手続 II - 1. 年度ごとの主な手続について II - 2. 受入研究機関に雇用となった後の各種様式の提出について II - 3. 登録情報（登録名、住所等）の変更について II - 4. 受入研究機関について II - 5. 受入研究機関の変更について II - 6. 受入研究者の変更、受入研究者所属部局・職名及び特別研究員所属部局の変更について II - 7. 特別研究員の採用期間中の海外渡航について II - 8. インターンシップ参加について II - 9. 休業等に伴う特別研究員としての採用の中断及び延長について II - 10. 中途辞退について II - 11. 受給が可能な資金、助成金及び研究費について II - 12. 報酬の受給について II - 13. 研究報告書【特別研究員用】・【受入研究者用】について II - 14. 就職等状況調査について II - 15. 採用期間終了後の異動について II - 16. 採用証明書の発行について <参考：海外における研究活動に関する注意事項> <参考：米国経済スパイ法について>
I - 5.	I-5. 雇用 PD 等の身分等 (1) 雇用 PD 等の身分 雇用 PD 等は、特別研究員としての採用期間中、原則として特別研究員及び受入研究機関	I-5. 雇用 PD 等の身分等 (1) 雇用 PD 等の身分 雇用 PD 等は、特別研究員としての採用期間中、原則として特別研究員及び受入研究機関

	における身分以外の身分を持つことができません。 なお、雇用 PD 等は、第一義的には雇用主である受入研究機関における被雇用者としての身分となりますが、特別研究員の採用期間中は日本学術振興会特別研究員でもあります。したがって、対外的に自身の身分を示す場合には、受入研究機関（雇用機関）における身分とともに日本学術振興会特別研究員であることを併記（「〇〇大学特任研究員（日本学術振興会特別研究員-PD）」等）してください。 ただし、特別研究員採用者はこれ以外の身分を有することはできませんが、研究課題の遂行に必要なため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと、及び<u>起業や報酬を受給するために受入研究機関（雇用機関）が機関内兼業規則等で認める範囲で必要な身分を持つことは可能です。</u>	関における身分以外の身分を持つことができません。 なお、雇用 PD 等は、第一義的には雇用主である受入研究機関における被雇用者としての身分となりますが、特別研究員の採用期間中は日本学術振興会特別研究員でもあります。したがって、対外的に自身の身分を示す場合には、受入研究機関（雇用機関）における身分とともに日本学術振興会特別研究員であることを併記（「〇〇大学特任研究員（日本学術振興会特別研究員-PD）」等）してください。 ただし、特別研究員採用者はこれ以外の身分を有することはできませんが、研究課題の遂行に必要なため、研究施設を利用する等の理由で形式的な身分を持つこと、及び報酬を受給するために受入研究機関（雇用機関）が機関内兼業規則等で認める範囲で必要な身分を持つことは可能です。
II-9.	<u>II-9. 起業について</u> <u>雇用 PD 等の起業は、受入研究機関（雇用機関）の機関内兼業規則等で認められる場合に限り可能です。起業にあたっては、特別研究員の研究課題の遂行に支障が生じないようにしてください。</u> <u>(1) 特別研究員の義務</u> <u>起業後も、雇用 PD 等としての研究計画に基づく研究専念義務及び報告書の提出義務があるため、研究に支障が出ているとの疑念を持たれることがないようにしてください。また、起業後の活動は、日本学術振興会特別研究員であることを明示して行ってください。</u> <u>(2) 手続</u> <u>雇用 PD 等が起業する場合は、起業（登記）の準備開始時に、受入研究機関（雇用機関）を通じて、「起業届＜様式 E4-5＞」を提出してください。</u> <u>また、特別研究員採用期間中においては起業した翌年度以降の 4 月 1 日～20 日まで、採用終了又は中途辞退する場合は、採用終了日又は中途辞退日からそれぞれ 20 日以内に、「事業実施状況報告書＜様式 E4-6＞」を提出してください。</u>	(新規)